

名青税オリエンテーション

■日時／令和元年7月24日(水)
■場所／ウインクあいち

令和元年7月24日(水)、初の試みの名青税オリエンテーションが行われました。この行事は安藤会長肝いりの行事かつ名青税行事一発目ということで、部長の私は緊張と不安の中、準備を進めてまいりました。事前の参加リストに目を通すと予想以上の人数に驚きます。支部長の皆様、ご尽力いただきありがとうございました。

このオリエンテーションの対象者は青税入会3年以内か未入会者を

含む支部長推薦者です。名青税をよく知らないけど誘われて入会した私のような会員にとってはピッタリの企画だと自負しています。ありがたいことにオリエンテーション後の懇親会ではたくさんのお褒めのお言葉をいただきました。今回は参加できなかった会員の方、次年度にもこのような企画が開催されるのであれば是非、ご参加ください。

組織・広報部長 中野 克俊



第55回
定時総会

日時
令和2年5月16日(土)
場所
税理士会ビル
後日発表
お楽しみに!

新 入 会 員 募 集 中 !!

広報誌「MeiSeiZei」では私たちの活動をできる限り掲載しています。また名青税ホームページ・名青税ブログでも日々、名青税の活動をご紹介します。

気になった方はぜひ「名青税」で検索を!

名 青 税

検 索

名青税では45歳以下の会員を中心に研修を行ったり、懇親を深めたりしています。近々開催予定の行事もありますので、興味を持たれたらぜひご参加ください。身近な名青税会員に声をかけていただいてもよいですし、名青税ホームページからお問い合わせいただいてもよいです。よく学び、よく笑って、楽しい仲間づくりをしませんか?



名古屋青年税理士連盟

<http://www.meiseizei.gr.jp/>

名古屋青年税理士連盟

〒464-0067

名古屋市中千種区池下一丁目8-18 仲田ビル1F

<http://www.meiseizei.gr.jp/>

編集責任者／組織・広報担当副会長 豊泉敏

発行所／名古屋青年税理士連盟 組織・広報部

印刷所／有限会社 真清社

MeiSeiZei



CONTENTS

- 02-役員懇談会
- 04-名青税夏季懇親会
研究部・制度部合同研修
- 06-税法ディベート大会
- 07-税理士職業セミナー
- 08-名青税シンポジウム
新入会員歓迎会
- 10-名青税オリエンテーション



SPRING 2020
No.215

<http://www.meiseizei.gr.jp/>

名古屋税理士会役員との懇談会

議事録

日時：令和元年11月7日(木)／15時00分～17時00分

場所：税理士会ビル 8階 会議室

司会：俵直人会務検討委員長(名古屋青年税理士連盟)

議事録作成者：平慎之佑総務副部長、水野貴郎総務副部長(名古屋青年税理士連盟)

プログラム

1. 名古屋青年税理士連盟 … 会長挨拶 安藤宣貴
2. 岐阜青年税理士連盟 …… 会長挨拶 本田辰次
3. 名古屋税理士会 …… 会長挨拶 西村高史
4. 自己紹介
5. 質疑



出席者	名古屋税理士会(名古屋会)			
	西村高史 会長	井上新 副会長	尾崎秀明 副会長	平昌彦 副会長
	鈴木朋宏 副会長	玉田 眞 副会長	大野豊義 副会長	菱田裕之 副会長
	篠寄馨 専務理事	村瀬三浩 専務理事	春田猛 総務部長	
名古屋青年税理士連盟(名古屋青)				
出席者	安藤宣貴 会長	山本祥嗣 副会長	水野雅之 副会長	豊泉敬 副会長
	梅田俊樹 副会長	中尾奈央 副会長	水野雄介 委員長	濱久人 委員長
	俵直人 委員長	木下晃良 部長	服部祐介 部長	平慎之佑 副部長
	水野貴郎 副部長			
岐阜青年税理士連盟(岐阜青税)				
本田辰次 会長 山木田篤則 副会長 高井正樹 副会長 河合基裕 副会長				

1 会務の担い手

名青税 名青税では今年度、参加資格を新入会員等に限定した交流会を開催した。実際に新しい会員も増え、新入会員同士の交流もでき、想像以上の効果があった。名古屋会でも若手税理士の参加を増やし会務を活性化化する必要がある。名古屋会主催で新入会員の交流会や研修会等を企画してはどうか。

名古屋会 新規登録者の構成が過去10年で変わってきた。若い開業税理士は少なく、名古屋市内は大規模法人の所属税理士が増えている。支部会員数は増えるものの、会務に参加する会員数が伸びない。理事の定数だけ増え、同じ会員が続けて理事にならざるを得ない。会務に出る＝理事になってしまう。昔は会務に初めて出る時は気楽に参加できたが、いきなり副部長では責任も大きく若手は出づらいう。青税では勤務税理士をどうやって活動に参加させているか共有してもらえると嬉しい。税理士＝税理士会の会員という意識が希薄になっているという問題意識がある。

名青税 自分も登録の頃、税理士会への入会を意識していなかった。勤務していた法人では誰も定例会などに参加していなかったので税理士会や支部の活動が見えていなかった。勤務税理士の多くは税理士会や支部の存在自体を感じていないのではないかと。

名青税 会務の担い手は大切であるし、使命感の自覚も必要だが、交流会によってあの人がいるから行くという人のつながりによる効果が期待できる。名青税では交流会の参加者を若手中心にすることで思ったより参加があった。名古屋会規模でやったらもっと効果が出るのではないかと。

名古屋会 若い税理士会員に対してどのような通知を出したのか。名古屋会には新入会員の情報を知っているが、名青税の支部長がそれをどうやって知るのか。

名青税 名青税の名簿から、名青税の新入会員、入会3年以内の会員を対象にした。名青税に未入会の会員へは、知っている会員に声をかけるのみで、名古屋会の名簿は利用していない。会員増加の手法を考えているが、未入会者の年齢がわからない中では非常に難しくなっている。過去に名古屋会の支部で若手交流会を開催したようだが、その会をきっかけに名青税の会員も増えた。その時の経緯がわかればお聞きしたい。

名古屋会 当初、名簿を使いたいとの依頼があったがそれは無理なので、建付けを変えた。本会支部として若手の税理士に対し、今後の支部活動の協力を得る目的で交流会を企画し、会場設置等を青税支部に依頼する形となった。

名古屋会 名古屋会で交流会をやることの問題点は2点あると思う。一つは税理士会の事業の目的の中に福利厚生事業が入っていないこと。もう一つは、名古屋会では対象者を特定できても、

個々の会員の顔が見えない。交流は身近なところで開催すべき。また4600人の組織で若手の交流会を1カ所でやるのは無理がある。問題意識は感じているが、本会での開催は難しい。

名青税 強制加入団体がやる行事は重みが違ってくる。福利厚生ではなく組織の拡充などの目的にできないだろうか。名古屋会で行うのか、支部で行うのかは検討の必要があるが、組織強化のため是非ご検討いただきたい。

名青税 登録時研修を活かすのはどうか。登録時は一番熱意があり、その時に機会があるとよいと思う。

名古屋会 登録時研修で懇親会をやったことがある。日税連からの要請で女性だけを集めた意見交換をしたこともあるし、他会では若い人を集めて意見交換をしていると聞く。

名青税 考えるべきは行事に参加させるための施策。全員ではなく一定の条件に該当した会員に案内するほうが、選ばれたという力が働くのでは。入会年度、性別、年齢などで複数回あった方が参加しやすいと思う。運営する負担はあるが、参加させることが最初の目的であるなら、何らかの共通点を持たせた行事がよいと思う。

名古屋会 名古屋会の活性化を目的とした企画として若手対象の交流会があれば名青税も会員を増やす機会にできるのだろうか、実現したら名青税はどう関わるのか。

名青税 例えば交流会なら、参加者同士のディスカッションに効果があると思う。会話を盛り上げるホスト役を名青税の会員が担うことで、参加者とのつながりができ、名青税の会員の増加にもつながると考えている。

名青税 名古屋会と名青税が一緒に行事をやることで、名古屋会の若手会員として、名青税会員とそれ以外が、会務も一緒に参加しようという流れができるのが望ましい。

名古屋会 以前も議論をした時期があったが、名古屋会と名青税が何か協力しあうことは規則としてほぼ不可能という結論に至った。名古屋会では30代でも70代でも新入会員は新入会員であるため、若手として線を引くことはできない。青税を同好会としている支部もあるが、同好会であれば支部で情報共有ができるかもしれない。名古屋会からの情報共有は一切できない故、各支部で協力を得て、会員を増やす施策を検討してはどうか。

名青税 支部長会などで、若手税理士の参加を増やす施策を支部でも検討するように問題提起をしてほしい。

2 認定団体が行う研修について

岐阜青税 岐阜青税は唯一の認定団体であるが、認定研修の取得について改めて確認したい。研修細則実施要領第10条第2項は「本会が特に認定した団体を認定団体」と規定しているが、認定団体として区別している理由は何か。

名古屋会 認定研修の認定には実施月の前々月15日までに名古屋会に届出が必要。ただし認定団体については開催日の1か月前までの届出、直前でも認定がとれる。これが最も違うところ。過去に、受講対象者は岐阜青税の会員に限定して届出された時期があったが、研修細則実施要領26条の3に、受講対象者は名古屋会の税理士会員を幅広く対象とする旨があるため指摘した経緯がある。認定団体の意義としては研修の1か月前、直前でも届が出せることが優位性だという認識でいる。

岐阜青税 1か月前の申請でも認めるというが、それでは名古屋会の研修一覧に掲載されない。すると岐阜青税は認定団体ののに研修をやらないうように見えてしまうため、結局は通常の時期に届出をしている。活動をアピールすることを考慮すると届出時期はメリットにならない。また実施要領26条には「受講対象者は名古屋会の税理士会員を広く対象に」と規定されているが、岐阜青税は認定団体であるため27条、29条を満たしていれば認定研修として充足すると考えている。29条第1項第1号では「研修の対象者は主として税理士会員とすること」とある。岐阜青税は全員税理士なので、岐阜青税会員だけの研修はこの要件を充足する、つまり26条を充足する必要はないと考えているが、この点について見解をお聞きしたい。

名古屋会 岐阜青税の会員は間違いなく税理士だが、特定の任意団体会員のみ対象の研修だったことに拒絶感があった。規則上間違いではないが、そういうニュアンスだった。認定団体がやる研修は、支部と同等の扱いで研修内容を特に制限していない。参加者を限定することについては、研修の機会を限定しないという意味を理解してほしい。

岐阜青税 29条を満たせば認定研修として成り立つので、そこに記載がない26条を充足させるのは強引である。名古屋会の税理士会員を募集しないわけではないので検討したい。そこで納得できないのが、第26条第1項第7号の税理士会員の負担額である。ロでは会員と非会員の負担額の差が3倍以内を目安としている。あくまで目安であるが、ハでは1時間当たり5千円、1日6時間当たり3万円以内としている。ロとハの規定に優先順位はあるのか。

名古屋会 細則は日税連の規定を名古屋会に取り込んでいる部分があるので、統一的な受講義務の関係で、名古屋会だけ勝手に変えるわけにはいかない部分がある。どういう経緯でその規定ができたのか、どちらが上下なのか判断しかねるが、日税連の規定がそのまま名古屋会に入ってきたものでご理解いただきたい。

岐阜青税 会費についても、29条を満たしている以上、会費に関する要件を満たす必要はないと考えている。しかし会員を1千円、非会員を1万円とした届出は、非会員は会員の3倍以内でという規定で認められなかった。

名古屋会 平成26年改正のときに日税連の準則が下りてきた。名古屋会は反対したが、全国統一

したいと日税連から言われた経緯がある。36時間の義務規定に関連して、研修会についての規定を各会で統一する必要があったので、当時は地域の事情を考慮する発想がなかった。29条3項に「認定団体は構成員以外の税理士会員が参加できるような施策を行うこと」とある。参加者を岐阜青税の会員に限定することは却下する理由になる。認定団体制度というのは、基本的には皆が研修時間36時間を達成できるように、広く研修の機会を作ること。そのために個々の研修会の認定申請してやると手間がかかるので、団体認定をして、その団体の研修は基本的に認定するとして手間を省いたのが意義。会員を限定したというところでやはり29条3項に抵触している。

岐阜青税 会員1千円のときは非会員3千円以内となるが、会員無料の時はハの適用で2時間研修なら1万円までいいことになってしまう。要望として「ロを優先して3倍以内とするが、非会員の会費がそれを超える場合はハを適用する」のように要領の変更を検討いただきたい。

岐阜青税 これまで研修担当をやってきたが、価値のある研修をしているからこそ非会員は1万円としたい。研修を作る側の意見だが、理解をいただき会則を見直してほしい。

名古屋会 参加費を安くして研修機会をできるだけ多く与えたい。認定団体として主催するなら、広く参加しやすくする、垣根を低くする。その理由は36時間達成させることが当初の目的だった。

岐阜青税 それは理解する。しかし岐阜青税は先輩方の会費で成り立っている。会員も有志で活動しているから1千円で開催できるのに、非会員が3千円程度で参加できては岐阜青税会員の理解が得られにくい。上限を設けるというのはやはり違和感がある。

名古屋会 規則のできた経緯と趣旨、名古屋会だけ単独で変更できないという事情を理解していただきたい。

3 消費税について

名青税 消費税の軽減税率への対策について。定期総会では、今年度も引き続き廃止を要望していきたいとの回答があったが、今年度の具体的な対策を聞かせてほしい。

名古屋会 調査研究部(以下「調研部」)は、ここ数年常に単一税率の維持とインボイス制度の廃止の意見を表明している。今年の日税政と名税政も単一税率の維持とインボイス制度の廃止を掲げている。名税政は調研部が作成した要望項目の中で、重点項目としてこれを掲げて政治活動を行っている。

名青税 名税政の目的には名古屋会の意向に沿ってと記載がある。名古屋会は名税政と一丸となってやると聞いている。具体的にどのような連携なのか。実務の中で感じるのは、軽減税率を理解していない納税者が多くいる。税理士が軽減税率の制度自体をきちんと伝えていくことが反対活動

になる。また廃止だけではなく軽減税率の範囲拡大も阻止していくべき。

名古屋会 その通り。10月1日軽減税率が導入され、まだ税制が変わった結果を納税者が感じていない状態。今後、総勘定元帳の作成、領収書の保存などいろいろな面で不具合が出てくるだろう。名古屋会としてどのように蓄積し、表現していくか検討していく。そこで政治に絡んで話ができる部分が出てくると考えている。

名青税 軽減税率は誰に聞いてもおかしい、わかりにくいと言われている。まだ始まって間もないからといって様子を見るのではなく、おかしいものはおかしいと言うべきではないかと。

名古屋会 軽減税率を商売とする人もいる。100人が100人とも廃止を望んでいるわけではない。また、日本人は器用だから軽減税率のような複雑な処理でもこなしてしまう。政治家と話していると、日本人の事業者と税理士ならこなせると思っている。それが一番怖いのも主張しているが。

名青税 こなせるのと導入して良いかというのは別の話だと思うので、要望として反対を引き続き進めていただきたい。反対運動としての政治活動は有効だろうが、名古屋会としては何もしないのか。

名古屋会 名古屋会としては複数税率とインボイス制度の廃止を主張している。手っ取り早いからではなく、そもそも法律を変えるには政治マターで動くしか方法がない。その原動力として納税者の声を少しでも集めたい。名古屋会と名青税の考えは同じ方向を向いている。名青税にお願いしたいのは、納税者の意見を集約し名古屋会に提言してもらいたい。青税は元々そういう組織団体であるし、任意団体だからこそできることを意識して動いてもらえれば、名古屋会としても有益な情報共有となる。

名青税 名古屋会のWebサイトには、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行い「権限のある官公署に建議し又はその諮問に答申すること」とある。政治マターというのはわかるが名古屋会として建議権があるので、それをやっていくべきではないかと。

名古屋会 名古屋会としての建議を主張する方法としては、調研部において税制改正の要望をまとめて日税連に提出し、日税連が意見をまとめて挙げる方法をとっている。他の単位会では、それぞれの国税局に建議している会もあるが、名古屋会は歴史的にそうしていない。それが一番良い方法ならばそうするが、国税庁を動かす必要があるときに国税局に建議しても効果がないため、諸先輩方はそうしてこなかったと認識している。

名青税 政治家も国民も、軽減税率をなんとかやっていけると思ってしまうことが一番怖い。事業者は税理士に任せてしまえばいいと思っているし、消費者も高いか安いかわからない。根本的に税のあるべき姿が歪んでいることが納税者に伝わっていない。政治に訴えていくことも必要だが、

有権者の方にも訴えていくべき。

名古屋会 税制改正については、名古屋会としての意見を調研部がまとめて毎年出しているのでは非読んでいただきたい。そして青税でも納税者の意見を吸い上げてほしい。青税としては何か活動しないのか。

名青税 昨年は全国青税で署名活動をした。軽減税率は事業主の負担が重すぎる。これが物価上昇に繋がり、2%の軽減のためにそれ以上の物価上昇が起きること、それを納税者にわかってもらう。消費者にもっと不便があることを伝えれば理解される。政治は納税者が困ることを伝えることによって変わっていくと思う。にもかかわらずある政党では「軽減税率を入れたのは私たちだ」と発言している。それでは国民も騙されてしまう。それを7万8千人の税理士全員が反対している。悪い税制だと思うので、何らかの動きをしていただきたい。

名青税 税理士は設備が整っているのでもまだよいが、一般納税者で自ら計算している方々はとても大変だろう。普段意見を聞けるのは顧問先の方々と、一般納税者の意見を聞く機会は乏しい。例えば商工会など他の団体と協力して、自分で申告している事業主の方々の意見を聞けるとよい。

名古屋会 この税制は面倒くさいから反対と言っているように聞こえる。そもそも逆進性などの問題ではないのか。手間がかかるから良くない税制というのは論外だ。

名青税 悪い税制で、消費者に影響が及ぶことが問題だと考えている。逆進性は消費税自体の問題だが、軽減税率を導入したところで何の解決にもなっていない。

名青税 水道光熱費や育児用品などの生活必需品が軽減税率の対象になっておらず、反対に食料品であれば高級品であっても対象になるなど、軽減税率は低所得者対策や逆進性の解消に結びついていない。対象が増えれば更に制度が複雑になる。自分で申告しようと考えている人が商売を始めにくく、高齢者なら申告が複雑になるなら商売をやめようかなど、本業と関係のないところで事業者の足を引っ張ってしまう。会計ソフトなど軽減税率に対応するための設備投資も必要になる可能性がある。

名古屋会 逆進性の話を国民に理解してもらう話をしているが、国を変えるほど納税者に税法を理解させる、そこまでの運動を税理士がやるのは現実的ではないと思う。7万8千人の税理士の全員が反対しているとも思えない。面倒だからなのか、制度の欠陥なのか。切り分けて主張すべき。

名古屋会 現状から単一税率にすることは、軽減品目は8%から10%に増税することになってしまう。増税となる理由付けも考えなければならない。消費税の本質として逆進性があるという議論もあるが、逆進性があるからといって消費税をなくしていいという話でもない。粘り強く政治家に訴えていくことが一番だと思う。





名古屋青年税理士連盟 夏季懇親会

■日時／令和元年8月24日(土) ■場所／スポーツ名古屋・浩養園

令和元年8月24日土曜日、名古屋青年税理士連盟のダイナミックな始球式を皮切りに、白熱した戦いがいよいよ始まります。1ゲーム目は賞品を賭けたスコア狙いの個人戦のため、みんな真剣モードです。小さなお子様や初めての方にも楽しんでいただけるよう、全レーンガターなし・ハンデありにしたため、誰が高スコアになるのか表彰式までわかりません。2ゲーム目はビンゴ要素を絡めた内容のため、みんなでワイワイ楽しみながらプレイをしました。大盛り上がるのボウリング大会を終え、浩養園へ移動です。

運動のあとにみんなでワイワイ食べるお肉と冷えたビール・ジュースは、本当に格別です。自然と話も弾む中、いよいよ待ちに待ったボウリングの表彰式です。賞品を獲得した皆様の笑顔がとても印象的でした。お子様とのじゃんけん大会も終え、楽しい時間はあっという間、名残惜しい雰囲気の中お開きとなりました。

今年度は「スポーツ名古屋&浩養園」という近隣地での開催のため、11時現地集合、17時現地解散という例年とは異なるスケジュールでしたが、とても多くの方々にご参加いただきましたことを、大変嬉しく思います。

運営側に至らない点も多数ありご迷惑をおかけすることもあったかと存じますが、ご参加いただきました会員の皆様及びご家族の皆様には心より感謝申し上げます。また、支部長の皆様には長時間にわたり数多くのご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。最後になりますが、快くイベントの準備・運営をしていただきました厚生部の皆様にも心より感謝申し上げます。

厚生担当副会長 中尾 奈央



合同研修会（研究部・制度部）

■日時／令和元年9月16日(月) ■場所／ウインクあいち



令和元年9月16日、ウインクあいちにて研究部、制度部による合同研修会が開かれました。当日は残暑が厳しい中ではありましたが、約60名の方々にご出席いただきました。

前半の研究部主催の研修は、「源泉徴収制度とその問題点」をテーマとして、講師には青山学院大学法学部非常勤講師の藤間大順先生をお招きして行われました。

源泉徴収制度は、課税庁、納税義務者双方にとってメリットのある制度

ですが、その一方で問題点もあります。今回の研修では、役員に対する債務免除益や非居住者から不動産を譲り受けた場合の譲渡対価についてなど、源泉徴収をすることが困難とも考えられるケースについて事例も交えながら分かりやすく解説していただきました。

私たち研究部も今年度は「源泉徴収制度」をテーマとしておりますので、研究テーマについて藤間先生から実務家である私たちとはまた違った視点からの考えも伺うことができ、大変有意義な時間となりました。

今後の研究活動にも活かしていきたいと思っております。

後半の制度部主催の研修は、「情報化社会と税理士制度」をテーマとして、講師にはさくら中央税理士法人代表社員の安田信彦先生をお招きして行われました。

講義ではスキャナーなどを使い、いかにしてペーパーレス化を進めていくか、テレワークの活用など業務の効率化についてお話をいただきました。めまぐるしい時代の変化に伴いお客様が税理士に求める役割も

変わっていき、また昨今は人手不足も深刻な問題となっております。そのような環境の中で業務の効率化の必要性は日頃から強く感じておりますが、実際にはまだまだ非効率な部分が多いと私自身も悩んでおりましたので、今後の業務において大変参考になるお話を聞くことができました。

講師の先生方には研修後の懇親会にもご参加いただき、色々なお話を伺うことができました。お忙しい中本当にありがとうございました。

研究部員 加藤 和也



判例等研究委員会 税法 ディベート大会

日 時：令和元年10月22日(火)
場 所：名城大学天白キャンパス
名古屋青年税理士連盟
VS
名城大学 伊川ゼミ

10月22日(火)は即位礼正殿の儀の日でしたが、名城大学とのディベート大会が行われたのでご報告させていただきます。

台風の影響で前日は大雨でしたが、大会当日は快晴でした。ディベート大会はpm2:00からですが名城大学側さんの好意により、施設をam9:00から使わせていただけることでしたので、朝もよから集合してam9:30には施設にて大会の準備をすることに。前日もpm10:30頃まで委員会を開催していましたが、やはり本番モードになってまいりました。緊張感でてきてます。

例年通り、名城大学3年生による寸劇・・・と、ここで個人的な問題発生!!今年は学生さんたちに正装をお願いしていたので、個人的に楽しみにしていた毎年恒例の伊川Tシャツが見れませんでした・・・無念・・・ちなみにTシャツは毎年デザインが違うような(笑

今年は委員会メンバーが少数ということもあり、1テーマでのディベート大会となりました。テーマは「取得時効により土地を取得した場合、援用時の収入金額に計上すべきか(静岡地判平成8年7月18日税資220号181頁 TAINS Z220-7756)」です。

結果は3-0で名青税の勝利!とはいえ、審査員の先生からはしっかりとダメだしをいただきました。(特に委員長)

そして、今回のMVPは水野貴郎先生です。今年は名青税において総務副部長というポストながら、委員長の三顧の礼をもって委員になってもらった経緯があったので、自分の事のように嬉しかったです。おめでとうございます!

判例等委員会は短期間で集中的に活動を行いますので、参加された先生同士も意気投合するのも早く、判例研究による実務への運用においても有意義です。来年度はぜひ判例等研究委員会へ入ってみて下さい。

判例等研究委員長 水野雄介

梶山女学園大学 税理士職業セミナー

●日時：令和元年10月7日(月) ●場所：梶山女学園大学 星が丘キャンパス

令和元年10月7日(月)、梶山女学園大学の柴先生より、簿記の講義の一コマをお借りして、税理士職業セミナーを開催させていただきました。



三部構成で、第一部では中野会員が「税理士とは?」、田村会員が「簿記を学ぶメリット」について講義を行い、第二部では金田会員、小川会員、本多会員によるパネルディスカッション、第三部では10グループに分かれてグループディスカッションを行いました。

今回は1年生を対象に行ったため、まだ将来の夢、やりたい事を具体的にイメージできている学生さんは多くはなかったのですが、税理士という職業を知る事ができた、税理士を目指したい、というアンケート結果もあり、とても喜ばしい結果となりました。

組織広報副部長 長谷川賢哉



令和元年11月11日(月)、名城大学の伊川教授のご厚意により、税法入門の講義の一コマをお借りして、名城大学税理士職業セミナーを開催させていただきました。

職業セミナーの前半部分では、税理士という職業について知ってもらうために、資格の取得方法や仕事の内容、税理士の現状等について説明を行いました。その後、名青税の会員の実際の一週間のスケジュールをもとに、税理士の働き方や日常を知っていただきました。

後半には、平会員による所得税の講義、木野会員による消費税の講義を行いました。所得税では税制改正の解説とその影響、消費税では基本的な仕組みと軽減税率について説明しました。

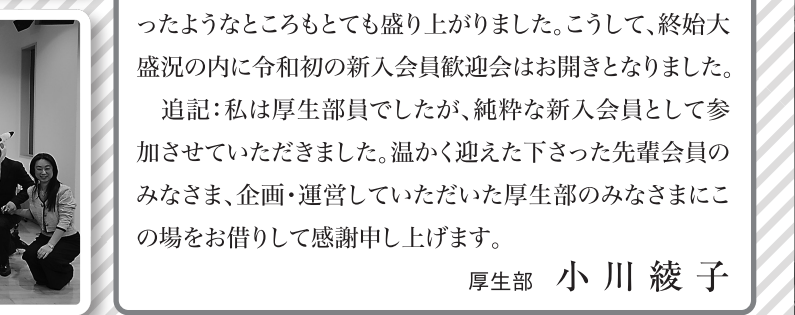
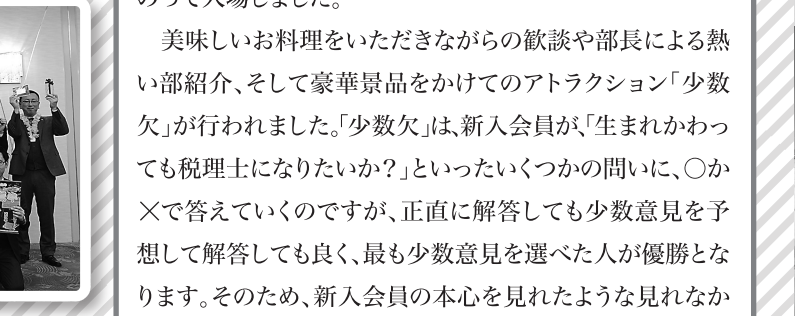
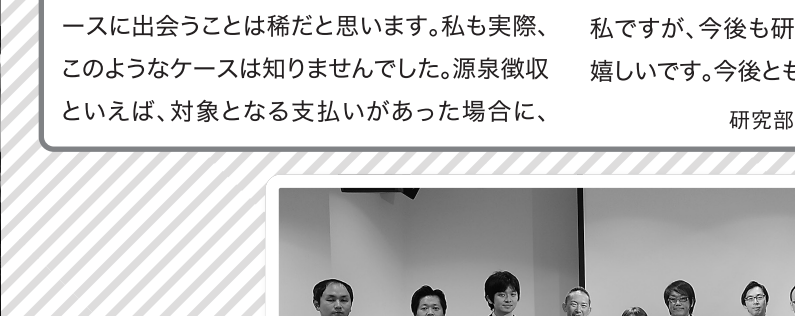
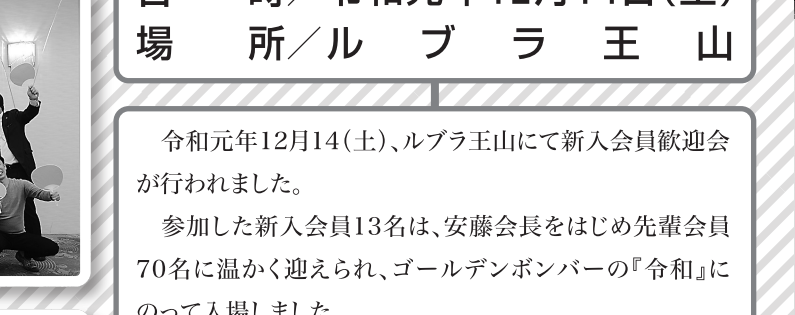
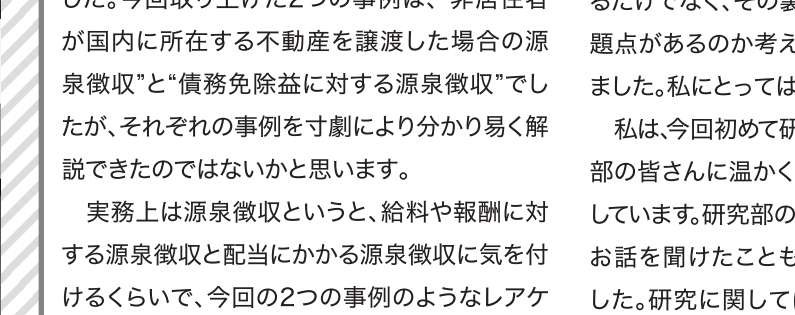
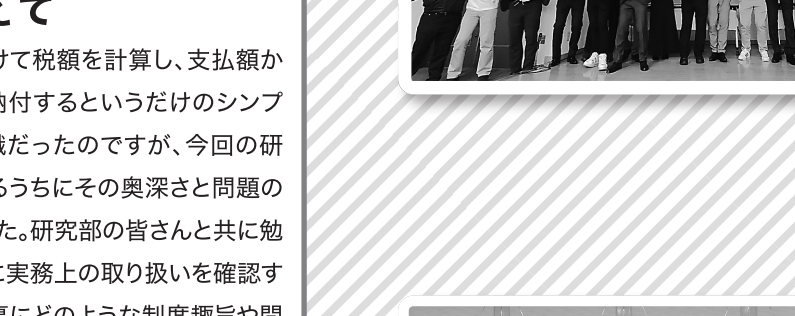
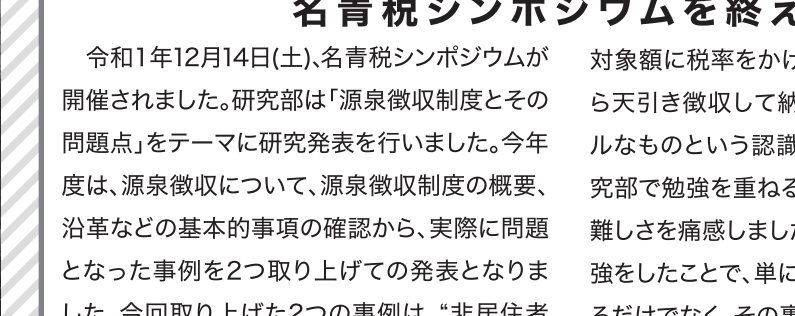
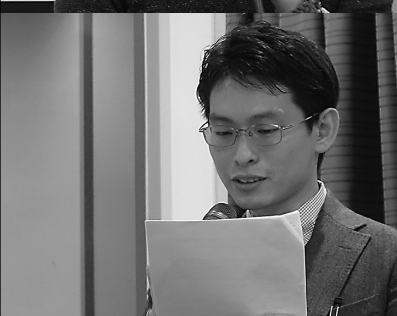
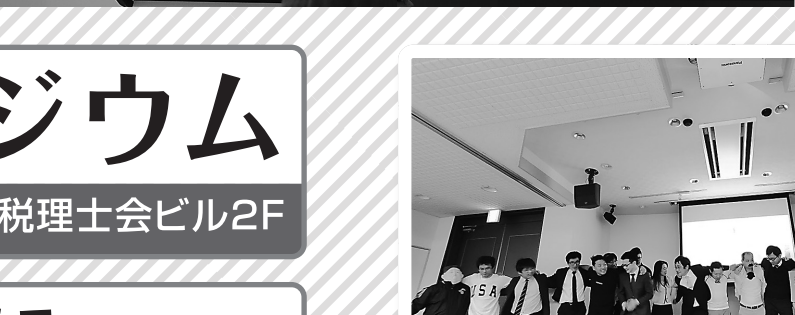
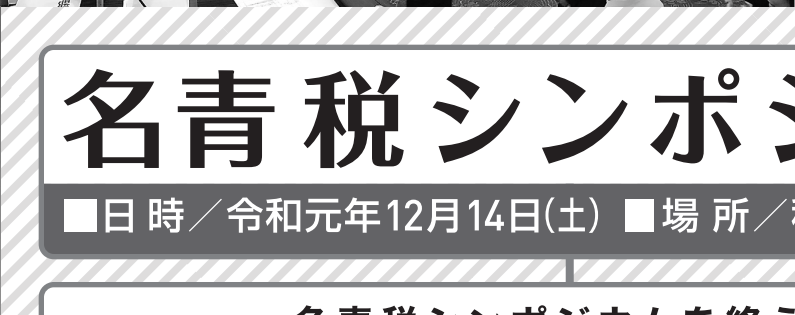
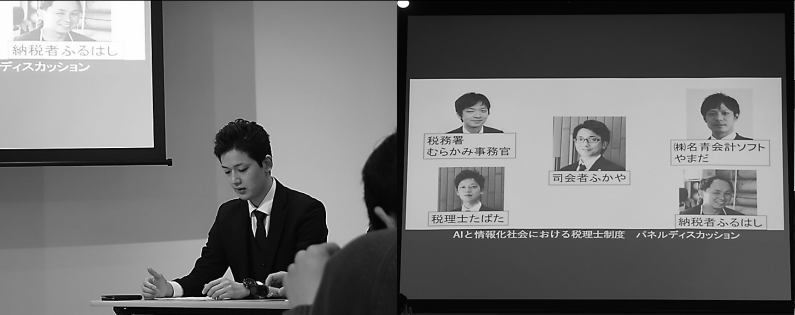


学生の皆様には、税理士という職業に興味を持ってもらい、今後の人生における選択肢の一つに税理士を入れていただけると嬉しく思います。

組織広報副部長 田村彰久

名城大学 税理士職業セミナー

●日 時：令和元年11月11日(月) ●場 所：名城大学 天白キャンパス



名青税シンポジウム

■日時／令和元年12月14日(土) ■場所／税理士会ビル2F

名青税シンポジウムを終えて

令和1年12月14日(土)、名青税シンポジウムが開催されました。研究部は「源泉徴収制度とその問題点」をテーマに研究発表を行いました。今年度は、源泉徴収について、源泉徴収制度の概要、沿革などの基本的事項の確認から、実際に問題となった事例を2つ取り上げての発表となりました。今回取り上げた2つの事例は、「非居住者が国内に所在する不動産を譲渡した場合の源泉徴収」と「債務免除益に対する源泉徴収」でしたが、それぞれの事例を寸劇により分かり易く解説できたのではないかと思います。

実務上は源泉徴収というと、給料や報酬に対する源泉徴収と配当にかかる源泉徴収に気を付けるくらいで、今回の2つの事例のようなレアケースに出会うことは稀だと思います。私も実際、このようなケースは知りませんでした。源泉徴収といえば、対象となる支払いがあった場合に、

対象額に税率をかけて税額を計算し、支払額から天引き徴収して納付するというだけのシンプルなものという認識だったのですが、今回の研究部で勉強を重ねるうちにその奥深さと問題の難しさを痛感しました。研究部の皆さんと共に勉強をしたことで、単に実務上の取り扱いを確認するだけでなく、その裏にどのような制度趣旨や問題点があるのか考えることの重要性を認識できました。私にとっては非常に充実した時間でした。

私は、今回初めて研究部に参加しましたが研究部の皆さんに温かく迎え入れて頂き本当に感謝しています。研究部の皆さんとの出会いや、色々なお話を聞いたことも、非常に良い経験となりました。研究に関しては知識も経験もまだまだな私ですが、今後も研究部を続けさせて頂けたら嬉しいです。今後ともよろしくお願い致します。

研究部 中支部 岩田賢司



新入会員歓迎会

日時／令和元年12月14日(土)
場所／ルブラ王山

令和元年12月14(土)、ルブラ王山にて新入会員歓迎会が行われました。

参加した新入会員13名は、安藤会長をはじめ先輩会員70名に温かく迎えられ、ゴールデンボンバーの『令和』によって入場しました。

美味しいお料理をいただきながらの歓談や部長による熱い部紹介、そして豪華景品をかけてのアトラクション「少数欠」が行われました。「少数欠」は、新入会員が「生まれかわっても税理士になりたいか?」といったいくつかの問いに、○か×で答えていくのですが、正直に解答しても少数意見を予想して解答しても良く、最も少数意見を選べた人が優勝となります。そのため、新入会員の本心を見れたような見れなかったようなところとても盛り上がりました。こうして、終始大盛況の内に令和初の新入会員歓迎会はお開きとなりました。

追記: 私は厚生部員でしたが、純粋な新入会員として参加させていただきました。温かく迎えた下さった先輩会員のみなさま、企画・運営していただいた厚生部のみなさまにこの場をお借りして感謝申し上げます。

厚生部 小川綾子

